

資料3 令和5年度（2023年度）茨木市地域包括支援センター運営方針 修正案

(1) 2ページ II. 運営における基本的考え方

(現行)	<p>1 基本視点の設定</p> <p>(1) (略)</p>
(修正案)	<p>1 基本視点の設定</p> <p><u>支援センターの活動については、多様性の尊重、人権・社会正義の擁護、社会的包摂・社会的結束の促進などソーシャルワークの基本原理を踏まえ、地域包括ケアシステムの確立の資するよう、以下の視点に立つべきこと。</u></p> <p>(1) (略)</p>

(2) 3ページ II. 運営における基本的考え方

4 関係者との連携強化

(現行)	<p>(2) 広域的・広範囲な連携</p> <p><u>広域的、広範囲な連携のための会議等に参加し、支援センター内で情報共有を図ること。</u></p>
(修正案)	<p>(2) 広域的・広範囲な連携</p> <p><u>支援センターが多様な福祉課題に向き合うためには、様々な地域課題に敏感になることが求められ、他の相談機関との日常連携に取り組むと同時に、住民参加のインフォーマルサービス（支えあう仕組みづくり）を協働して創ることも求められている。</u></p> <p><u>そのために、広域的・広範囲な連携のための会議等に参画し、支援センター内で情報共有を図ること。</u></p>

(3) 5ページ III. 令和5年度における業務推進の指針

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(3) 介護支援専門員等へのサポート

(現行)	<p>(3) 介護支援専門員等へのサポート</p> <p>普段から介護支援専門員との連携を密にとり、困りごとなどの相談に常時応じるなど支援に努めること。</p>
(修正案)	<p>(3) 介護支援専門員等へのサポート</p> <p>普段から介護支援専門員との連携を密にとり、困りごと <u>(例えばいわゆるカスタマーハラスメント)</u> などの相談に常時応じるなど支援に努めること。</p>